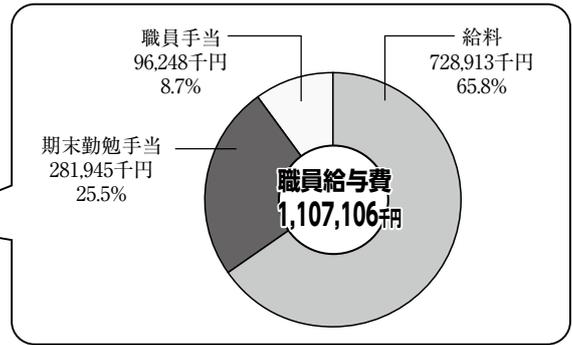
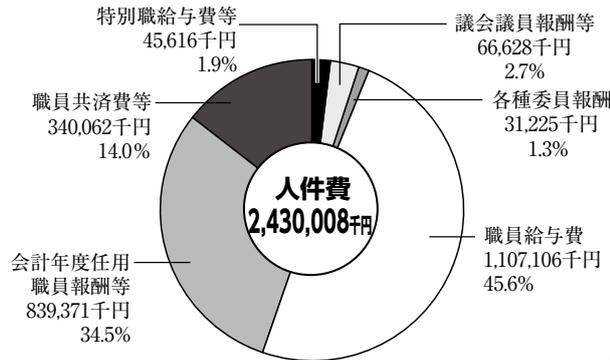


令和6年度 人件費の概要



一般会計当初予算の歳出額 116億6,000万円のうち
人件費24億3,001万円

町職員の給与等は、地方自治法と地方公務員法に基づき、町議会での審議と議決を経て決定されていますが、行政運営の透明性・公平性の確保を目的に、令和6年度の職員給与等、人件費の概要をお知らせします。



※「人件費」とは、特別職の給与費等、議員や各種委員の報酬等、会計年度任用職員の報酬等、一般職員の給与費等を加えた総額のことです。

正職員数 201人
一人当たりの平均給与費 5,508千円

※再任用短時間勤務職員は除く

※「給与」とは、「給料」に職員手当（主に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など）を合わせたものです。「給与費」とは、「給与」に期末・勤勉手当を合わせたものです。

■特別職の給料月額など

区分	給料月額	区分	給料月額
町長	802,000円	議長	329,000円
副町長	634,000円	副議長	252,000円
教育長	594,000円	委員長	244,000円
		議員	237,000円

※6月期・12月期に上記の町長・副町長・教育長には1.7月分、議長・副議長・委員長・議員には1.7月分の割合等で期末手当が支給されます。

■職種別平均給料・給与月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	301,849円	324,428円	40.2歳
技能職	290,107円	299,807円	43.86歳

■学歴別初任給

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	187,300円
	高校卒	166,600円

※「初任給」は、令和6年4月採用者で、採用前に民間企業などに勤務した経験のない者の給料月額です。

主な職員手当の状況

手当名	内容																
扶養手当	①子…月額10,000円/人 ②上記以外の者…月額6,500円/人 ③15歳に達する日以後の最初の4月から22歳に達する日以後の最初の3月までの間にある子…月額5,000円/人加算																
住居手当	①月額16,000円を超える家賃を支払って借家等に居住する職員…家賃の額に応じ月額最高28,000円まで																
通勤手当	①交通機関などの利用者…運賃などの額が月額55,000円以下は全額 ②自動車などの使用者…距離に応じて月額2,000円から31,600円																
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務などに従事したときに支給																
期末・勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月分</td> <td>1.225月分</td> <td>2.45月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月分</td> <td>1.025月分</td> <td>2.05月分</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.25月分</td> <td>2.25月分</td> <td>4.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般職員の支給割合 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり</p>	区分	6月期	12月期	計	期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分	勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分	合計	2.25月分	2.25月分	4.5月分
区分	6月期	12月期	計														
期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分														
勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分														
合計	2.25月分	2.25月分	4.5月分														
管理職手当	課長等 34,000円、42,000円、52,500円 保育所長 34,000円を毎月支給																

洪水や土砂災害に 備えよう！

～ 6月からの大雨に注意～



水害は、初夏から秋にかけて発生しやすくなりますので、その対策が必要となります。

近年、全国的に大規模な水害が多発しており、八頭町でも昨年の8月15日の台風第7号の災害に見舞われ、本町では初めてとなる警戒レベル5の「緊急安全確保」を上私都・中私都地区を対象に発令するなど、大きな災害となりました。

台風による人的被害は発生しませんでした。4戸の床下浸水、道路や農業用施設などに大きな被害をもたらしました。

水害に限らず、あらゆる災害では、まず「自分の命は自分で守る」ことが大切ですが、被害を軽減するための意識・行動等をあらかじめ理解しておく必要があります。

災害への事前対応

■全戸配布している八頭町防災マップ(2023年修正)の確認

- ・自宅周辺は、どのような災害リスクがあるのかをチェックしておきましょう。

【確認ポイント】

- 自分の家が洪水浸水想定区域内
- 自分の家が家屋倒壊等氾濫想定区域内
- 自分の家が土砂災害(特別)警戒区域内

避難する場所及び避難経路を確認し、家族で避難所等の下見をしましょう。

大雨、夜間で道が見えない恐れがあるので、水路等の危険な場所を確認しましょう。

■日頃からできる対策

- ・側溝や排水溝は掃除をして、水をけを良くしておきましょう。
- ・自分や家族にとって必要な備蓄、持ち出し品を事前に準備しておきましょう。
- ・大雨や台風が接近する時は、テレビやラジオなどで最新の気象情報等入手しましょう。

■避難のポイント

- ・自分の家が災害の危険性のあるエリア(防災マップ参照)内にある場合、または、防災マップ等に記載していないが、昔から危険だとされている場所付近に住んでいる方などは、家族一人ひとりの役割や行動を決めておき、避難するタイミングを決めておきましょう。
- ・気象情報や町が呼びかける避難情報を基に、町の指定避難所や集落等で決めている安全な場所へ避難しましょう。

大規模災害の場合、避難所は過密状態になる可能性がありますので、親戚や友人のお宅に避難が可能な場合は、そちらへの避難も検討しましょう。



避難の時は、ご近所の要配慮者等の方への声かけ、避難支援をお願いします。

避難する前に、電気・ガスなどの火元を消し、戸締りを行いましょ。

避難する時は、親戚や知人等に連絡しておきましょう。

避難は、運動靴で動きやすい恰好で、2人以上での避難を心がけましょう。(長靴は、浸水が深いと中に水がたまるので動きにくくなります。また、素足は厳禁です。)

◎まとめ

「今まで自分の家は、災害にあったことがない」、「自分は大丈夫!」と思わないで、今一度、防災マップで自分の家の安全性を確認してください。

災害を少しでも減らすためには、自分の身は自分で守る「自助」、地域の皆さんで協力して助け合う「共助」が最も重要なポイントとなります。